

第八十四回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会議録 第十九号

昭和五十三年五月二十六日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 久保 等君

理事 相沢 英之君

理事 林 義郎君

理事 古寺 宏君

理事 高村 坂彦君

理事 橋本龍太郎君

理事 坂口 力君

理事 東中 光雄君

出席政府委員

環境政務次官

環境庁長官官房

環境庁自然保護

局長

水産庁次長

委員外の出席者

警察庁刑事局保

安部保安課長

文化庁文化財保

護部記念物課長

林野庁業務部監

査課長

自治省税務局府

県税課長

特別委員会調査

室長

柳館 栄君

横瀬 庄次君

石田 基隆君

矢野浩一郎君

綿貫 敏行君

大鷹 淑子君

金子 太郎君

出原 孝夫君

幸雄君

竹内 勝彦君

戸沢 政方君

土井たか子君

本日の会議に付した案件

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

法律案(内閣提出第五十七号)(参議院送付)

○久保委員長 これより会議を開きます。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する

第二類第五号 公害対策並びに環境保全特別委員会議録第十九号 昭和五十三年五月二十六日

法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。古寺宏君。

○古寺委員 最初に、カンムリカイツブリとオオ

セッカ、青森県のむつ小川原の田面木沼と小川原

湖、市柳沼、こういうところで繁殖が確認をされ

ているわけでございますが、わが国におきまして

は、このカンムリカイツブリの繁殖地というのは

ここしかない、こういうふうに言われておりまし

て、昭和五十年からでございますか、天然記念物

の指定並びに特別の保護地区にしていたのだとい

う要望が出ていますようでございますが、環境

庁はこの問題についてどのように対処してこれら

たか、お聞きしたいと思えます。

○出原政府委員 御指摘の問題につきましては、

まだ検討を最終的に終えておりませんので結論が

出ておりませんが、十分検討いたしまして答えを

出したい、こういうことで検討中でございます。

○古寺委員 文化庁、来ておりますか。文化庁は

どういうふうに対応しておりますか。

○横瀬説明員 いまお話しにございましたカンムリ

カイツブリとオオセッカのことでございますが、

私どもの方に、地元から、国の天然記念物に指定

してほしいというような要望あるいは申請がまだ

出ておりません。一応私どもで事情を調べてみた

わけでございますが、天然記念物に指定するため

には、そこが非常に安定的に繁殖地として固定さ

れているというところや、あるいは生息地の中で

もわが国を代表するものであるというようなこと

と、あるいは地元の保存意欲とか、あるいは保存

体制が整っている、そんなようなことを十分検討

する必要があるわけでございます。私どもとして

このカンムリカイツブリやオオセッカが繁殖地と

してどのように安定的になつてきているかという

ことについてまだ十分に承知しておりませんの

で、こういった点について十分検討してまいりた

いというふうに思います。

○古寺委員 一九七五年以来要望書を提出してい

るのに、まだ詳細にその内容がわからぬ、こうい

うことはどういうわけなんですか。環境

○出原政府委員 小川原湖の鳥獣保護区の問題に

つきましては、私どもは、主としてハクチョウに

ついての話を聞いておまして、カンムリカイツ

ブリ等につきましてはまだ十分現地の意見も何ッ

ておりませんので、これも十分承知をした上で検

討いたしたいと思えます。

○横瀬説明員 私どもで天然記念物を指定する際

の大きな参考資料としてやっておりますことに、

その県ごとの動植物地図あるいは植生図というよ

うなもの調査をしておりますが、その中でもこ

のカンムリカイツブリあるいはオオセッカの繁殖

地というのは、これは調査時点もいろいろあろ

うかと思えますが、載っておりますし、それか

ら、先生のお話でございますが、地元から私ども

文化庁の方にそういうような要望ないしは申請は

来ていないわけでございますが、そういう状況で

ございます。

○古寺委員 そうしますと、日本鳥類保護連盟と

いうところで私の方に教えてくださった内容、こ

れはもうございませうか。日本鳥類保護連盟、日

本鳥学会、日本野鳥の会、この三団体の連名でも

って環境庁に対して、昭和四十七年七月に日本で

最初に十一ヶ所のカンムリカイツブリが繁殖し

ていることが発見されました、これを特別保護区

並びに天然記念物に指定していただきたい、それ

からもう一つは、秋田県八郎潟で有名でござい

ますが、オオセッカがやはり昭和四十七年にこの

下北地方で発見されておりますので、特別地区並

びに天然記念物として指定されたい、こういう要

望をいたしているわけでございますが、そういう

事実がないということでございますか。

○出原政府委員 基本的には、私どもの行政の立

場といたしましてはこれを鳥獣保護区に設定する

問題でございます。その点につきまして現在検討

しておるところでございますが、ただ、鳥獣保護

区の設定に当たりましては、地元の方々の同意も

必要でございます。

○古寺委員 そうしますと、先ほど答弁の中に

ございましたハクチョウについてはどういうふう

にしておりますか。

○出原政府委員 基本的には、私どもの行政の立

場といたしましてはこれを鳥獣保護区に設定する

問題でございます。その点につきまして現在検討

しておるところでございますが、ただ、鳥獣保護

得る必要がございますし、青森県におきましていろいろ御検討も願っております。青森県におきまして、ただ、ハクチョウは、一面におきまして、また農作物に被害を与えるという面もございまして、多数の人の御同意を得るということにつきましましては、いろいろむずかしい点もございまして、それらを含めまして検討いたしておるところでございます。

○古寺委員 そうしますと、答申にございます「鳥獣保護の基本的理念」、この問題については環境庁はどういうふうに考えておられるわけですか。

○出原政府委員 私どもの行政といたしましては、第四次の鳥獣保護事業計画の推進に当たっておりますところでございますが、鳥獣保護のためには、できるだけ人間と鳥獣とが共存できるような形で鳥獣の保護をを広げてまいりたいというところを基本的な態度として認識をいたしております。特に、最近の昭和三十年代、四十年代の日本の経済発展に伴いまして、都市地域、あるいは都市地域以外におきましても、開発等の影響で鳥獣が住みにくい環境がいろいろできておりますので、そういう意味では、鳥の保護のためにはいろいろ確保しておくということが必要だということで、この努力は続けてまいりたいというふうに考えております。

○古寺委員 この答申の中の「基本的理念について」は「永く後世に伝えていくべき国民共有の財産である」、こういうふうについて述べられるわけでございますが、そういう点については、今回のこの法改正にはどういうふうに盛り込んでございますか。

○出原政府委員 基本的には鳥獣保護に関する部分であるというふうに考えます。一面におきまして、狩猟の適正化を図るということは、乱獲の防止という面からも必要なことでございます。

それから、鳥獣保護につきましては、特に今回の法案の中でお願いしておりますのは二つございます。一つは輸入鳥獣の規制でございますが、こ

れは、国内産の鳥獣の飼育と輸入鳥獣の飼育との関係を明確にして、むしろ国内産の鳥獣の飼育に鳥につきましまして紛らわしくないように明確にしておきたいというふうに考えております。

本来、野鳥は野に置くということでございますが、野鳥をかく中で飼うということ自体は好ましいことではございません。ただ、わが国民の習慣もございまして、そういった意味におきまして、国民の啓蒙、宣伝とあわせましてその規制を行おうとしたところでございます。

第二点は、鳥獣保護の特別保護地区におきましては、規制の強化をするといったことにつきましては、特に貴重な鳥獣の保護を図るという意味におきまして今回提案をいたした次第でございますので、この辺のところをその中に入っておるわけでございます。

なお、法案に盛り込まれていない部分で、国の鳥獣保護事業計画を、今年、第四次鳥獣保護事業計画の中で見直しをしてまいりたいということを考えております。

○古寺委員 今回の答申もそうでございますが、前回の答申でも指摘されておりますね。先ほど申し上げましたようなオオセッカでございますとかカンムリカイツブリでございますとか、こういう非常に貴重なものについては、これはもう保護しなければならぬということに至るところで指摘してあるのです。そういうことをいまままで放置しておいたというのには、どうも私は納得ができません。先ほどの御答弁ですと、これから調査をしてというお話でございますが、そういう貴重な国民の共有財産である、後世に伝えていかなければならぬような鳥獣については一日も早く保護をしなければならぬと思うのですが、そういうことはお考えになっておられないのですか。

○出原政府委員 たとえば、お話のございましたオオセッカにつきましては、八郎潟の特に貴重なところについては、国設鳥獣保護区にして買い上げをするといったようなことも行っております

が、ただ、御指摘のように、私どももいままでの私どもの努力で十分だとは思っておりませんが、今後ともその推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

特に、今回御提案をいたしました中で、特別保護区につきましては規制の強化というのは、絶滅に瀕している鳥あるいは非常に少なくなっている鳥につきましましては、一面において世間的には非常に有名になりますので、絶滅に瀕しておるのに比例して、むしろ観光客等が立ち入って営巣等を妨げるというようなことも出てまいりますので、その辺のところを十分に御遠慮願うように政策的に申し上げた内容でございます。

鳥獣保護区の設定につきましては、私どももさらに努力をいたしてまいりたいと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、細分化された土地の所有者の方々あるいは地元の方々の意見の調整というものが常に必要になってまいりますので、努力を続けてまいりたいというように申し上げておるところでございます。

○古寺委員 そうしますと、逆に承りたいのですが、たとえばカンムリカイツブリにいたしましてはオオセッカにいたしても、あるいはまたハクチョウにいたしても、全然禁猟区になっていない、保護区域になっていない、そういうところで狩猟をして絶滅した場合はどうなるのですか。

○出原政府委員 狩猟を認められております鳥の種類は決められておりますので、ハクチョウでございますとかオオセッカ等につきましては、それが狩猟のできる地域であろうと、禁猟区あるいは鳥獣保護区であろうと、狩猟をすることは認められておりませんので、その点は制度的には担保されておるといっていいと思います。

○古寺委員 そうしますと、カンムリカイツブリも禁猟区になっておりますか。

○出原政府委員 そのとおりでございます。

○古寺委員 それでは、そういう地域でいろいろな開発行為が行われた場合にはどうなりますか。

○出原政府委員 鳥獣保護区でない限り、開発行為についての直接的な規制は不可能でございます。

○古寺委員 そうしますと、いまの市柳沼でございますとか、あるいは田面木沼、小川原沼、こういうところは、すべてではございませんが、開発の予定される地域の中に含まれてはいるわけですね。青森県としては、市柳沼と田面木沼は特別保護区にしたい、こういうふうに言っているわけですね。環境庁の方は、このむつ小川原の開発につきましまして環境アセスメントを青森県に指示しましていろいろ検討なさっているはずでございます。こういう問題については、それじゃどういふふうに検討なさったのですか。

○出原政府委員 むつ小川原の青森県のアセスメントにつきましては、全般につきましまして環境庁としてはいろいろ御意見を申し上げてきたわけでございますが、自然環境につきましても同様でございます。青森県の御計画の中で鳥獣保護区を今後設けたいという御指摘の点につきましては、私どももぜひそのようにしていただきたいということで意見を申し上げておるところでございます。

○古寺委員 そうしますと、第二次基本計画案を環境庁でいろいろ検討なさいましたその際に、もうすでにカンムリカイツブリやオオセッカの問題が出ておるわけですね。それからハクチョウの問題も出ておるわけですね。そういう面については青森県とどういふような協議なり、あるいは環境庁の鳥獣保護という立場、自然保護という立場からどういふ指導なり提言なりなさっているわけですか。

○出原政府委員 このような開発が行われます場合に、基本的には人間の生活と鳥獣の生活とがでるだけ共存するようには指導してまいっております。事業の計画を私どもとしては指導してまいっております。したがって、開発に伴って鳥獣の生息地につきましましてその生息地が鳥獣に住みやすい状況でなくなるという場合には、これにかかわるところを確保するということが特に必

要でございます。そういう意味におきまして、御指摘の田面沼、市柳沼等につきましては、青森県がこれを鳥獣保護区に設定するように進めてまいりたいというこの計画がございますので、私も、開発に伴って、しかし鳥獣が住みやすい環境はぜひつくっておく必要があるということ、それらの計画の推進について特に了承をし、進めてもらうようにということで話をしておるわけでございます。

○古寺委員 そうしますと、たとえばカムリカイツブリの日本で一つしかない貴重な繁殖地でございますね、そういうところを開発によって他へ移さなければいかぬというような場合に、どういふところに繁殖地を探すなり新しくつくるわけでございますか。そういうことができればいいのですか。

○出原政府委員 鳥の種類によりましてそれぞれ繁殖なり生息の適地がございます。したがって、そのそれぞれの鳥獣がもし現在の場所がなくなられた場合においても、次でございまして、大丈夫だといふようなところが考えられればできるだけそこを確保しておくということが必要になってまいります。と、私も、私どもで知識が不十分な場合には専門の方々の御意見も承ってということになるわけでございます。

○古寺委員 今後そういう地区の開発に対しては環境庁としてはどういう指導なり規制を行う予定ですか。

○出原政府委員 環境庁といたしましては、特に重要な鳥につきましては、その重要な鳥が減少を来さないように、そしてまた適切な居住地が得られるという見通しを得た上で、開発につきましても十分配慮をされた上での答えが出るということ、これを期待をいたしておるわけでございまして、その辺のところのめどを十分立てませんことには、私も、私もなかなか開発については、自然保護の、あるいは鳥獣保護の立場から十分慎重に考え直してほしいということを申し上げる立場でございます。

○古寺委員 文化庁にお尋ねしますが、カムリカイツブリの場合には、市柳沼と田面沼は青森県としては特別保護区に指定をする予定になっております。また、その天然記念物に指定になっておりません。それから、小川原沼には約三千羽のハクチョウが毎年飛来をしまゐるわけでございますが、これもまた天然記念物に指定になっておるわけですか。今後これをぜひ天然記念物に指定していただきたいという地元の要望があるわけでございますので、当然この指定をしなければならぬものと私は考えるのですが、文化庁としてはどのようなお考えですか。

○横瀬説明員 天然記念物は、こういう鳥の生息地といふような場合には、わが国でそういうものの代表的なものであるという学問的な認識でございますが、そういうものが一つ必要でございます。先ほどちょっと触れましたように、その生息地として非常に安定しているということやら、あるいは生息地を保存するといふような地元の意欲が非常にあるといふようなことが審査の要件になると思ひます。いずれにしても、国の天然記念物を指定する際には文化財保護審議会の答申をいただきます。その上で指定していくというやり方をしておりますので、これはそういう専門的な学者の方々の審査といえますか検討を経た上で決めていく問題ではございません。

○古寺委員 天然記念物に指定する場合、種の保存という立場と、それから繁殖地として適地であるといふ二色の考え方があるのですが、地元の要望としてはカムリカイツブリのよう貴重な水鳥の場合は、地域をいわゆる繁殖地として天然記念物に指定していただきたい、こういうふうにならうと思ひます。

○古寺委員 どうも先ほどのカムリカイツブリとオオセッカの例を見ますと、そういう面が、御答弁とは非常に違つたように私、受け取りましたので、今後そういう面につきましては十二分に連携をとられまして、基本理念にございまして「永く後世に伝えていくべき国民共有の財産である

望しているわけでございますが、この点についてはどういふふうにお考えですか。

○横瀬説明員 お話しのとおり、天然記念物には種で指定するものと繁殖地とかあるいは渡来地とかいふふうな地域を指定するものとがございます。この場合、それはそれぞれの鳥とかけもの生息のあり方で決まってくるわけでございますが、地域で指定していくというやり方をとつた方がより具体的であり、かつ管理もしやすいわけでございますので、地元の要望がそういう方向であると思ひます。

○古寺委員 こういう鳥獣保護の問題につきましては、環境庁と文化庁が密接な連携をとつていろいろ協議をして鳥獣を保護していく立場で行政を進めるべきであるといふことを行管の方でも指摘をしておりますが、行管に指摘されてから、こういうような問題については具体的にどういふふうな環境庁と文化庁は連携を保つておやりになつておるわけでございますか。

○出原政府委員 文化庁と環境庁とは、御指摘のよう非常に密接な業務上の関係がございます。なお、そのほか林野庁が国有林を持っておりますので、鳥獣の保護につきましては特に林野庁との関係が私どもにとっては大切でございます。したがって、重要な問題につきましては、環境庁の私と林野庁それから文化庁のそれぞれの関係の部長との間で協議の機会をしばしば持つようになつております。課長レベル以下におきましては随時必要に応じて問題を決めて協議をするという形で、三庁それぞれ現在の縦割りの行政の中で横の連絡が十分にいくように努力をしておるつもりでございます。

○古寺委員 どうも先ほどのカムリカイツブリとオオセッカの例を見ますと、そういう面が、御答弁とは非常に違つたように私、受け取りましたので、今後そういう面につきましては十二分に連携をとられまして、基本理念にございまして「永く後世に伝えていくべき国民共有の財産である

る、非常に貴重な財産でございますので、こういう点につきましては今後十二分に留意をして行政を進めていただきたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

次は、青森県の下北郡脇野沢村のカモシカの問題でございますが、年次計画で防護をくつくつておりますが、まだ十分でないようでございますが、昭和五十三年度と五十四年度の計画はどのようなふうになっているか承りたいと思ひます。

○横瀬説明員 脇野沢村のカモシカの食害の問題でございますが、これは防護を昭和五十年からお話のとおり国庫補助金を交付いたしまして設置してきていただいております。五十四年度に、地元が要望しております約二万五千メートル、これが完了する予定になっております。現在まで、昭和五十二年までに一万五千八百七十メートルの防護をくく設置されてまいりまして、残りが約一万メートルでございます。したがって、本年度も当然その残りのうちの約半分、大体五千メートルでございますが、五千メートルを中心に設置を進めまして、来年度もほぼ同規模で進めて終わりにする、大体こんな予定になっております。

○古寺委員 せっかく防護をくくをつくりましたも、積雪が非常に多い、二メートル近いんですね。それから防護をくくの下の方からカモシカが出てくる、これはどういふわけでございますか。防護がくが積雪のために非常にこわれやすい、それからこわれていない部分でもカモシカが防護をくくの下の方から出てくるというのですが、これはどういふわけですか。

○横瀬説明員 昭和五十年からこの防護をくく事業を始めたわけでございますが、当初、昭和五十年年度の防護をくく、これは約四千メートルでございますが、これは当時カモシカの防護をくくといふものがどのようなものであつたのかといふことが十分にわかつておりませんこともありまして、シカの例と同じようなものを使つてやつてみたわけでございます。ところが、いま御指摘のよ

うに、一つは積雪が非常に多いということ、それからカモシカは下からもぐってくるということもそのときにわかってきたわけでございまして、そういう反省のもとに、昭和五十一年度の事業からはそれまでのさくを相当に補強いたしまして、メートル当たりの単価もかなり増額をいたしまして、下の方を手厚く補強をするといいますが、メッシュでやるわけですが、メッシュの目を細かくして上の方は粗くするということ、さくの仕方を改良いたしました。その結果五十一年度以降の、五十一、五十二でやっているわけでございしますが、こちらの方の防護は非常に有効であるというように、地元から報告されております。もちろん完全にすべて満点であるということにはなっていないかもしれませんが、五十一年度以降のさくのやり方をすれば効果があるというふうなことになるように聞いております。

○古寺委員 このカモシカによる農産物に対する被害の補償の問題でございしますが、これはかねてから検討されておるわけでございしますが、文化庁としてはこの被害の補償についてはどういう対策をお考えですか。

○横瀬説明員 現在、天然記念物に関する補償制度といたしましては文化財保護法の第八十条第五項に規定がございまして、現状変更、つまり捕獲について文化庁長官の許可が得られなかったとき、あるいは許可に条件が付けられたとき、そういう場合に、それによって損失を受けた者に対しては、国は通常生ずべき損失を補償するという規定がございまして、この規定は補償制度としてはございまして、こういう要件に当たった場合には、これは当然補償の責に任ずるわけでございしますが、それ以外の一般的な制度としては現在まだ確立されていない状況にございまして、私どもとしては、まず被害を防止する対策を確立することが先決ではないかというふうに考えまして、従来から御答弁申し上げておりますように、恒久的な対策樹立のための調査ということに

五十三年度までの三カ年計画で林野庁、環境庁とも連携しながら調査研究をしてきているわけでございまして、これがまとまって抜本的対策ということが講ぜられました場合に、その際にこの補償問題というものが当然その中で検討されるべきものだというふうに考えているところでございまして、○古寺委員 そうしますと、その結論が出るまでに損害をこうむった分については、被害者の方から要求があればそれに応ずるわけでございしますか。

○横瀬説明員 先ほども申し上げましたように、文化財保護法上の規定の上に乗ってくるようなものであれば、当然それは受けるべきものだと思いますが、それ以外の制度というものが現在のところ確立しておりませんので、これは大変遅いといっておしかりを受けると思いますけれども、恒久的対策樹立の中でそういった制度についても検討していくということ以外に方法はないというふうには私に考えております。

○古寺委員 いろいろ検討しているようでございしますが、防護さくの問題一つとらえまして非常に後手後手なんです。実際にカモシカの生息を考慮しないで防護さくをつくってしまった、あるいは積雪地帯であるということも考慮に入れないで防護さくをつくるというふうな非常に無知な対策が今まで行われてきているわけなんです。現在この生息の調査を行っておるといって、予算が少なくても調査ができればいい、このいうふうな言われているのでございしますが、この計画の予算は大体どのくらいでございしますか。

○横瀬説明員 文化庁といたしましては環境庁、林野庁と連携、連絡をとり合いながら分担を決めまして、その抜本的対策樹立のための調査というのを、主にカモシカの生息についての研究をしております。文化庁のそうした予算は、五十三年度の予算は千二百六十九万円でございまして、そのほかに非常に被害が著しくなっております青森県とかあるいは長野、岐阜といったような県につきま

しては、その被害が起りました当時、大体五十年以降でございしますが、補助金を交付いたしまして、その地域における被害状況の調査あるいは生息状況の調査、そういうものを緊急にやっていたのでございまして、これが五十年から五十二年までずっと継続してやっております。たとえば青森県の場合は合計で四百二十九万円でございます。大体そんなようなことでございます。

○古寺委員 実際にこの調査に当たっている方々のお話を承りますと、ほとんどが足代と申しますか旅費と申しますか、そういうもので終わってしまふというふうなお話を承っておりますのでございしますが、そういう面については十分に配慮をして予算の計上をしているわけでございしますか。

○横瀬説明員 いまの御指摘は、青森県の場合については弘前大学を中心として調査を委託しているわけでございしますが、弘前大学の研究者と青森県教育委員会とは十分に協議をした上でその全体の事業費を決めて、そして国の方に申請をしております。このように伺っているわけでございします。したがって、私も国としては、県からの申請というものは申請と補助金を交付しております。そのものも非常に経費の不足があるという点、今後十分にその点に注意するように県等を指導してまいりまして、そしてその結果出てまいりました申請に対しては、私も原則としてその申請と認めようという態度で対処していきたいというふうに考えます。

○古寺委員 それでは次は、脇野沢村の同じく二ホンザルの例なんです。これは環境庁の方の所管になるわけでございしますが、どうも年々二ホンザルがどんどんふえまして、現在は大体どのくらいいるように把握しておりますか。

○出原政府委員 いわゆる北限のサルとして天然記念物に指定されたのは昭和四十五年でございしますが、その当時四十数頭と見られたものが最近では百頭を超しているという状況と承知をいたしております。

○古寺委員 環境庁としてはこの二ホンザルの保護管理についてどういう対策をお考えですか。

○出原政府委員 昭和四十五年当時四十数頭が百頭を超えて、人工給餌、要するにえさを人が与えるということでサルを保護しようということとで保護してまいりました結果が、現在百頭を超えておる。しかも百頭を超えておるものが給餌に伴って人里近くにどんどんおとりしてくるということになって、逆に被害が問題になるという状況でございます。北限のサルとして生息可能な数にして上で、なおかつ被害をもたらさないような調整をする。これが現在必要になってきております。そのために最近では予算的にも給餌のほかに環境等の調査を行いまして、どうも給餌のために人里近くへサルを引き寄せ過ぎたということがございまして、漸次森に帰るような形での給餌をいって、数の調整も自然に行えるようにということでの調査と努力をしております。

○古寺委員 いま調べましたら、昭和三十七年には十七頭だったおサルさんが昭和五十二年には一年間に二十四頭もふえまして、百二十頭を超えているんです。ほとんどふえるものですか、いまのお話ですと、自然に山に帰そうということでは給餌を制限したりいろいろおやりになっているようですが、そのために民家に入っているいろいろな悪さをすると申しますか、被害が出ていますか。

それからも一つは、非常に急激にふえましたために、村の負担が非常に大きくなっているんですね。現在のこの補助率を見ますと、国が十分の五、県と村が十分の二・五ずつ、こういうふうになっているわけでございしますが、そのほかにもいろいろな村の負担がございまして、現在、一年間に村の負担が百九十八万七千五百円になっている。ちっぽけな村でございしますので、何とかしてもう少し国の補助率を引き上げて村の負担を軽減してもらいたい、こういう要望があるのですが、この点については環境庁はどういうふうにお考え

ですか。

○出原政府委員 結局サルを人里近くに引き寄せ過ぎたということに問題があるかと思ひます。村の方でそういう御希望のあるということも承知はいたしておりますが、ただ、こういったものの補助率につきましては、これをかさ上げするということは非常に困難な事柄でございます。私どもの方も、補助額全体といたしましては、昭和五十一年に百二十七万円であったものを五十二年、五十三年には二百十八万というようにふやしておりますので、私もなにより努力はいたしておるつもりでございますが、これ以上ということとはなかなか困難でございます。

○古寺委員 こういうふうな天然記念物に指定されては、これも先ほどの基本的理念から申し上げますならば国民共有の財産ということになるわけなんです。予算上の措置がでないために村の財政が非常に影響を受ける、あるいは十分なえさを与えないために農作物を初め人間にいろいろな危害を加えるというふうな事態が出てきたような場合には、どういうふうに対処をするわけでございますか。

○出原政府委員 個々によって実情に応じた対応をしなければならぬわけでございますが、こうした場合に、私もどなたもいたしましては現在の制度の中でできるだけのことは措置をするという意味におきまして、先ほどのように、予算額をふやして対策を早急に進めていくというふうなことでございます。一つ一つにつきましてはなお及ばざるところ等もいろいろあるかと思ひますが、さらに今後努力を重ねる必要があると考えております。

○古寺委員 先ほどのカモシカにいたしても二ホンザルにいたしても、もちろん数がふえてきたというの大きな原因の一つでございまして、そういう農作物に被害が出るという大きな原因は、やはり国有林をどんどん伐採したために自分のすみかを奪われてだんだん人里近くおりにきたんだ、こういうふうな地域の方々はおつし

やっているわけでございます。これは、ただ単にカモシカや二ホンザルの問題だけではなくて、多くの鳥獣が自分たちの生息の地域であるところの森林を伐採されることによってだんだん減少したり、あるいはいろいろな新しい生息地を求めてそこにいろいろな現象が出てきているのではないかと、こう私は考えるわけなんです。現在、林野庁として、こういう鳥獣保護の立場に立った林野行政を進めておられるのかどうか、承りたいと思ひます。

○石田説明員 お答え申し上げます。

先生も御案内のように、国有林におきまして野生鳥獣の保護につきましては、具体的にはそれぞれ地域の地域施策計画の中にその取り扱い等細かく規定いたしまして、万全を期しておるところでございます。具体的には、自然環境保全法あるいは文化財保護法、自然公園法、さらには鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等に基づきまして指定された指定地域、あるいはまた施設の制限というふうなもの、また施設計画の中に組み入れて、これに基づき施設を的確に行いますとともに、さらに国有林自体といたしまして、そのほか自然休養林であるとかあるいは保護林の指定、伐採箇所を分散保護というふうなことをきめ細かに施設を行ひまして配慮しておるところでございます。

なお、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づきます鳥獣保護区は、国有林野面積全体の約一割に現在相当しております。

○古寺委員 そういう面につきまして、今後十二分に国有林内の鳥獣保護区の設定というものを進めて保護していただきたいと同時に、やはり今後の伐採計画については環境庁あるいは文化庁とも十二分に連携をとって、鳥獣保護の基本理念に立つた施設計画というものを進めていただきたいというのを要望しておきます。

それから次に、民有地の買い上げの問題でございますが、毎年予算が計上されているにもかかわらず、消化率が非常に悪いんですね。先日野鳥の会の方々と一緒にお話をしましたところが、非

常にいろいろな制限があつて、貴重な地域を残しておきたい、保存しておきたいというので野鳥の会の会員の皆さんがお金を出し合つてそういう地域を確保している、こういうお話も承つたわけでございますが、こういう面については環境庁、どうなっているんですか。

○出原政府委員 鳥獣保護のための土地の買い上げは、現行予算措置として認められておるものがあるわけでございます。これは自然公園の特別地域の第一種特別地域でございます。また特別保護地区などともあわせて、特殊鳥類及び渡り鳥の重要な生息地であり、かつ国設の鳥獣保護区の中の特別保護地区について交付公債をもって買い取るということが認められておるわけでございます。

これは、特別保護地区を設定し具体的にその土地の所有者の権利を規制するということのために、土地所有者がそれでは困るということで買い取ってほしいというときに買い取るようなシステムでございます。現在そういう形で買い取れるようにいたしました。現在そういう形で買い取れるようにいたしました。現在、予算的に認められておる負担のほか、都道府県も分担を願うということになっております。現在、予算的に認められておる負担のほか、都道府県も分担を願うということになっております。現在、予算的に認められておる負担のほか、都道府県も分担を願うということになっております。

○古寺委員 先ほどのカムリカイツブリの例もございまして、環境庁の行政の怠慢から、この制度があつても進行していないというのが一つの大きな原因であらうかと私は考えます。指定されるべきものがまだ指定されていないのですから買い上げのしようがないわけですね。それが一つでございます。

それからもう一つは、特別保護地域じゃなくて一般の保護地域の中にも、特別保護地域にしなければならぬような地域がたくさんあるわけですね。ですから、そういう一般保護地域まで買い上げの対象にするということ。

それから、現在は交付公債というふうな形でこの制度が行われているのですが、やはり必要なものに充てては補助金制度というふうなものを考えて、工夫をしてそういうような地域を確保して保護していく、こういう考え方、行政の進め方が必要ではないかと思うのですが、その点についてはいかがお考えですか。

○出原政府委員 第一点の問題につきましては、普通の鳥獣保護区から特別保護区にするということによって実際には可能になるわけでございますが、これは私も特に大事な鳥獣の保護のための生息地といったようなものについて考えられる予算措置でございますので、一般の鳥獣保護区の中で特に重要なものはやはり国設の鳥獣保護区にするという努力がまず行われるべきであらうと考えております。このためには、やはり現在の狭隘な国土でしかも多目的利用しておる方々が、しかも土地の所有権が細分化されておるというふうな状況でございますので、同意を得ることが非常に困難なことが多々ございますけれども、私も努力を続けるべきであるというふうに考えておりますし、今後とも努力は進めてまいりたいというふうに考えております。

交付公債を補助金にかえたかどうかという御指摘、御意見等も私も承知はいたしておりますが、まず現行の方法で徹底を図つた上で、将来の課題として検討したいというふうに考えております。

○古寺委員 いままでの消化率は、秋田県の八郎潟の場合一件だけでそのほかはないようでございますが、一件だけではこれは全く皆無に等しいと言つても過言でないと思ひますので、どうかひとつそういう面につきましては、今後十分に検討をして進めていただきたいと思ひます。

次は、保護区、禁猟区等の標識の整備の問題でございますが、これが限られた都道府県の間で入猟税と申しますか、そういう予算の枠内で行われているために非常に十分でないと思います。こういう面については、環境庁はどういうふうにお考えですか。

○出原政府委員 鳥獣保護に要する費用の財源といたしましては、現在の鳥獣保護の体系が都道府県の事業を中心に行うという形になっておるわけでございます。そして、その財源として、目的税である入猟税が充てられるということになっておるわけでございます。

昭和五十二年の入猟税の改定に際しまして、鳥獣保護区等における標識は、おおむね三百メートルごとに設けることといたしまして、各都道府県に通過をいたしております。そのほか、適宜地形の複雑さに応じて、実情に即するよう設定するようにも指導をいたしておりますので、今後ともその徹底を図ってまいりたいと考えております。

○古寺委員 次は、銃器による事故の問題で警察庁にお伺いいたしますが、これは年々ハンターがふえておまして、事故が減少してないようでございますが、事故防止について警察庁としてはどういう対策なり指導を行っているのか承りたいと思います。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

事故につきましては、昭和五十年からちょっと減ったのでございます。それ以降、大体横ばい状態でございまして、それが実態でございます。

そこで、事故防止対策でございますけれども、まず第一点は、初心者講習会というのが許可前にあるわけでございますが、その講習を実施する際に、事故防止を徹底的に指導するというようなことをやっておるわけでございます。

それから、このたびの法律改正によりまして、三年更新でございますけれども、更新時にまた講習を受けなければならないという制度にいたしましたので、この制度を活用いたしまして、特に事故防止ということに重点を置いた講習を実施し

てまいりたいと考えております。

なお、現在いろいろな猟友会等の会合がありまして、私どもの方からも参りまして、事故防止の協力をお願い申し上げておるというようなこともいたしておりますし、また現在狩猟講習というものが毎年行われておりますけれども、その席にも私どもの方で出席させていただきまして、事故防止を訴えておるというようなことでござい

ます。

○古寺委員 この事故の調査方法とか情報の収集はどういうふうになっておりますか。

○柳館説明員 事故の調査方法でございますけれども、事故が発生いたしますと警察に届け出があるわけでございます。それに基づきまして全体を掌握してまいります。情報収集の点で警察が把握できない、軽微な場合には、警察に届け出ず

に処理されているということもあらうかと思っております。最近、保険制度等も発達いたしてきておりますので、比較的警察の把握率は高くなっております。事故はもう絶滅すべき問題ではないかと思

います。

○古寺委員 保険に入っているから事故が起きて

もいいという考え方は、これはいけないと思うのです。事故はもう絶滅すべき問題ではないかと思

います。

○出原政府委員 関連しまして、私どもの方からお答えを申し上げます。

先ほど昭和五十二年の入猟税の改定に際しましての鳥獣保護区等における標識についての御説明を申し上げましたわけでございますが、その際

の通達におきまして、銃猟禁止区域等における違反等を防止するために標識等の整備を図るよう

に指導をいたしております。

○古寺委員 それから、鳥獣保護員というの

がございまして、こういう方は、調べてみますと、青森県の場合は半数以上がハンターなんです。保護をする立場にある人がほとんど狩猟をしてい

るといふ、何となく、非常に矛盾した行政が環境庁によって行われているわけです。ですから、環境庁はこの鳥獣保護法というのはハンターのた

めにつくっているのか、本当に鳥獣を保護するた

めにつくっているのか、判断に苦しむわけなんです

が、こういう鳥獣保護員というものの性格から

して、これは当然自然保護団体なりそういうきち

っとした人を適材配置をしませんと、目的の達成

が全然できないのじゃないですか。

○出原政府委員 鳥獣保護員の役割につきま

しては、一つは鳥獣保護についての民間の指導、啓

蒙等の役割もございまして、そのほかには国なり

都道府県が行います、ハンターのいろいろな意味

におきます監督なりの措置につきましても応援を

願うということになっておるわけでござい

ます。

ております。

○古寺委員 鳥獣保護員というのと今度はまた狩

猟監視員という制度があるのです。狩猟監視員

というのはどういう方とお聞きしますと、これ

もハンターの中から選定をしていろいろ指導をす

る、こうおっしゃっているわけですね。そうす

ると、狩猟を監視する人もハンターでしよう、鳥

獣を保護する人もハンター、これじゃ全く鳥獣保

護になっていない、こう思うのですが、きちっと

分けをして区別するようにしたらどうですか。

○出原政府委員 国の方の施策として都道府県に

お願いしておりますのは鳥獣保護員でございま

す。監視員は地元猟友会等のハンターの団体が

自主的に、狩猟が適正に行われるようにさらに自

主規制をするための人々であるというように承

知をいたしておりますので、国の制度としては色

分けは鳥獣保護員でござい

ます。

○古寺委員 あなたのお話を承っていますと、た

とえば保護区をつくったり天然記念物を指定する

場合には地元の意見、地元の意見、こうおっしゃ

るのです。地元の地域がそういうふうないわゆる

鳥獣保護員のほかに狩猟監視員というものを設

けなければならぬのは、やはり事故を未然に防

止したりいろいろなことをスムーズに運営してい

くためにどうしても必要でこういうものを設けて

いろいろな名前で行われておるといふことでございまして、国の制度としては鳥獣保護員というところで、私もこの制度をさらに今後とも発展させるように努力をしなければならぬし、また、そういったことを考えておる問題でございまして、もし私の御説明がそういうことで先生にちょっと誤解を招くようなことでございしたら、御了承をいただきたいと思ひます。

○古寺委員 それではどっちが環境庁なのかわかりません。

次は自治省にお尋ねをいたしますが、入猟税は目的税としていろいろな狩猟の事業費として使われているようにございしますが、免許税はどういうふうに使われておりますか。

○矢野説明員 ただいま御質問にございましたように、入猟税は目的税でございまして、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に関する費用に充てられる、このようになっております。狩猟免許税は、これは狩猟をする人たちに對しまして一定の免許を与えるということでございまして、そういった特別の地位を与えるということに伴う担税力に着眼をして課税をするものでございまして、これは入猟税と異なりまして普通税でございまして、都道府県のその他の税収の中に含まれまして、一般的に都道府県の行政の費用の一部に充てられるということで、特に定められた使途というものがございません。

○古寺委員 私は、地方税法の改正が行われる際にはこれはやはり目的税に変えるべきだと考へるのです。と申しますのは、現在、入猟税は目的税として、目的税としての性格上いろいろな事業に使われております。その事業の中にいわゆる免許の申請とか免許の手続、そういうものに必要な費用が一切この入猟税の方から支払われておるので、いろいろな講習もございまして、そういう面で、先ほどから申し上げておりますような標識の問題にいたしましては監視員の問題にいたしまして、非常に限られた予算で行われているために、日本の鳥獣保護行政というものが非常に

に後退しているのです。非常に進まない。こういうものを今後十分に配慮していきませんと、せっかく法律を改正いたしましても目的の達成はできないと思ひますので、今後この免許税につきましては、免許に関するいろいろな予算については免許税から支出をする、こういう方向で考へえなされたらどうでしょうか。もう一回御答弁をお願いいたします。

○矢野説明員 狩猟に関する行政なりあるいは鳥獣保護に関する行政が非常に必要でございまして、おる、そういう意味でこれに必要な特定財源、目的財源の充実に図らなければならぬという御質問の趣旨は十分わかるわけでございまして、ただ、狩猟免許税につきましては、先ほど申し上げましたように、税の性格としてそういう特別の地位を与えられる者についての担税力に着眼するという税の一般的な性格から課税をしておるものでございまして、それから、これそのものを目的税とするということについては現段階においては考へられないかと思ひます。

実態的に申し上げますと、現在、たとえば五十一年度でございまして、こういった鳥獣保護、狩猟に関する行政のために支出されました費用が約二十六億ほどございまして、これに對しまして入猟税が約十五億ほどの収入でございまして、したがって、五十一年の段階をとらえてみますと、都道府県全体でございましてやはり入猟税以上の行政費用を充てておることは事実でございまして、そういう観点もございまして、昭和五十二年度におきまして入猟税の税率を改めましてこれをふやしまして、もっとこういった方面の行政に関する財源の確保ができるようにしたわけでございまして、今後ともこの面の財源の確保につきましては、物価の水準その他いろいろあろうかと思ひますが、そういった点を考慮しながら努力をしてまいりたいと思ひます。

○古寺委員 入猟税が増収になるように、大体倍近くなつたのはごく最近でございまして、その入猟税の中から自然保護に關係のある職員給料まで全部支出しているのです。それをいままですと続けてきたのです。そのために鳥獣保護の行政が非常に後退しておつた。ようやく入猟税がふえて、あるところまで来たのですが、それが狩猟の方にまた回つていくのです。いまこの免許の申請とか、そういう方向に予算が食われていくわけですから、それでは同じなんです。ですから、やはりこの免許の問題に關しては、免許税をちゃんと取っているのですから、そういう税金によつて免許の方は賄うという方向でひとつ今後検討してください。

時間が大分詰まりましたが、それでは最後に、先日起りましたイルカの問題でございしますが、陸上におきましては鳥獣保護法というものがございすけれども、クジラですとかあるいはオットセイですとか、こういうようないわゆる海洋動物に関する保護法がわが国にはないわけでございまして、アメリカにおきましてはすでにそういう法律ができて上がつていまして、水産庁といたしましては、主にクジラをとるとか有効利用とかいふ言葉で非常に出ておりますが、やはり二三百海里時代を迎えて日本に對する世界の考へ方、それは、先日の香枝のイルカの問題でも、福田総理がアメリカにいらしたときにいろいろ問題になりましたように、日本国民というのは非常に残虐な、動物を愛護しないという国民であるかのような感觸を持っているわけでございまして、今後サケ・マス漁にいたしまして、あるいは捕鯨にいたしまして、世界のいろいろな国々へ行つてお世話になるわけですから、やはり日本の水産庁も、そういうような海洋動物を本当に日本人は愛護しているのだ、その上に立つて有効利用も考へているから御協力を願ひたい、こういう姿勢、えりを正した姿勢というものが必ず必要ではないか、こういうふうにか考へるのですが、水産庁はどう考へておられますか。

○恩田政府委員 ただいま御指摘のように、本年の二月でございまして、香枝においてイルカが捕獲されました、それが世界各国に報道されました反響を起したことは私もよく存じておるわけでございまして。ただ、私どもの立場は、あくまでも今回の香枝のイルカにつきましては、地元の零細漁業者がイルカによりまして相当な被害を受けた、イルカによる魚群の散逸その他でございますが、そういうような被害を防止するためにやむを得ずとつた自衛手段であるということ、それから、現在あの周辺におきましてイルカは約三十万頭と言われておまして、今回のいろいろな問題になつた頭数程度の捕獲によりましては資源に与える影響は全くないというふうには理解しております。ただ、いろいろな国際的な反響も非常に強かつたものですから、私も今後につきましては、漁民の生活の維持とイルカ資源の保存ということを図りつつ、食害防止について一層適切な方法がないかということ考へているのだということ、諸外国に對して御説明いたした次第でございまして、私どももいたしましては、従来も水産資源保護法に基づきまして魚族資源あるいは海産哺乳類、こういうものについて必要な規制を課しております。たとえばシロナガスクジラの捕獲禁止でございすとか、それから体長の小さなものの採捕禁止、あるいは漁獲量の制限あるいは漁船あるいは漁法等の規制、こういうものによりまして従来から資源保存に十分な努力をしてきておると考へておまして、今後ともこういう線で、御指摘のようにならば努力してまいりたいというふうに考へておる次第でございまして。

○古寺委員 いまの御答弁を承つておりますと、食害のために殺したものであるからこれはやむを得ないのだ、こういうふうな簡単におっしゃいますが、それは確かにイルカは限られた地域では現在も消費されているようでございますが、まだ余り国民の食品として消費はされておらない。しかし哺乳動物であるということには変わりがないのです。やはり赤ちゃんを二年間に一遍産んでおっぱいで育てる、そういう哺乳動物、われわれ人間と同じような動物であることには変

わりがないわけですね。それをただ単に商業ベ-スだけで考えて、食害があるから殺せばいいんだ、こういう姿勢、そういう単純な考え方が世界の誤解を招くんじゃないかと私は思うのです。やはり漁法をいろいろ工夫するなり、あるいはイルカは音響に対しては非常に敏感でございまして、何かそういうような新しい方法によってイルカの撃退方法を考えとか、あるいは日本の現在ある法律を改正して、イルカもある程度保護していくとか、そういう方向をやはり水産庁としてアメリカなり外国に示す必要があるんじゃないか、私はそういう考え方でいま申し上げたのでございしますから、なぜ否で殺したということをお聞きしているのじゃないのです。今後、日本の水産行政を進めていく上で、あるいは資源をこれから保護していく立場で、日本がこれからこういうイルカの問題一つにしてもどう対処していくべきか、そういう立場で私はお尋ねをしているわけでございしますので、もう一度水産庁としての今後の決意を承りたいと思います。

○農田政府委員 私どもといたしましては、何もイルカが食害が多いからそれを殺すということでは考えているわけではございません。過去におきましても空砲による威嚇あるいは音波による撃退等をやったわけでございします。これがやはりイルカになれてしましまして、何の効果も及ばなかったということから現地の状況に及んだわけでございします。

私どもといたしましては、イルカの問題につきましても、現在、科学技術庁といろいろ御相談中でございします。新たに研究の予算を組ましてみたいと考えておまして、その内容といたしましては、音波あるいは超音波によるイルカの制御技術に関する研究あるいはこれの漁場での有効使用のための研究、こういうものについて努力してまいりたいというふうに考えておる次第でございします。

それで、資源全般についてでございしますが、え

いてではないかという御指摘を受けておるわけでございします。私どもといたしましては、いまでも従来のいろいろな国際会議においても、資源の保護ということに十分留意しつついろいろ議論をしてまいりましたし、また漁業者にも十分指導してまいりましたが、御指摘のような面も一部にございします。今後さらに資源保護につきましても十分配慮をいたしたいというふうに考えておる次第でございします。

○古寺委員 イルカの問題にしましては、わが国の研究はまだ十分になされておられません。それから鳥獣のいろいろな生息の分布の状態にいたしましてもあるいは鳥獣の生態にいたしまして、非常にわが国の研究がおくれておるのです。すべてが委託研究なんです。それも限られたスズメの涙ほどの予算で研究しなさいと言われても、それを委託された方も大変なんです。ですから、やはり今後のわが国の鳥獣保護行政としては、きちっとした国立の研究機関、こういうものを持つ必要があるかと思うのです。現在、国立公害研究所の中にはこういうような研究機関はございしません。したがって、新たにそういうような研究部門をつくるのが私は緊急の課題ではないかと思われまして、これはひとつ事務次官から大臣の方に、日本のかわい小鳥や動物を守るためにはぜひ必要ですということを特に強調していただきたいと思ひますので、政務次官から御答弁を賜りたいと思ひます。

○大鷹政府委員 古寺先生の大変温かい、きめ細かい御説をずっと拝聴いたしておまして、大変ごもつともな御指摘がたくさんございしましたことを、私も同意しておりました。

また、国立研究機関、専門員を育てるということも、大変いまの日本にとって必要なことだと私も考えますけれども、定員事情等々、いろいろな困難な問題がございします。これから調査をいたしまして、大臣にも私からも申し上げまして、御指摘の点、最善を尽くすようにさせていただきますと考えております。

○古寺委員 いまの御答弁は、局長が紙に書いたのをちよつとお読みになつたので、少し後退した御答弁になりましたが、そういう局長の知恵をお借りしなくとも、ひとつ事務次官として大臣に強く要望していただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

○島本委員長代理 この際、午後二時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後二時三十分開議

○久保委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。中井治君。

○中井委員 大臣に幾つもお尋ねをしようと思つたのでありますが、大臣が参議院におられるという事でございしますので、政務次官に大まかな形で二、三だけ質問をさせていただきますと思ひます。

今回、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案が出されたわけでありまして、現在の日本の鳥獣保護の状況というものを次官としてはどのように認識されておられるか、あるいは将来の日本における鳥獣保護というものはどういう形がいいとお考えになつておられるか、そういう点についてお尋ねをいたします。

○大鷹政府委員 鳥獣保護ということではいまお尋ねがございしましたが、国際的に見ましても、日本の鳥並びに動物に対する扱い方、姿勢というものは、文明国の一國として決して誇りにできるような立場にはない、まだまだいろいろとしなければならぬことが山ほどあるという感じで受けとめております。

○中井委員 過日からイルカの問題で国際的に大変問題になつておる。あるいは数年前から日本は鯨を殺し過ぎるじゃないかというようなことをいろいろと言われて、特にイギリス等、動物愛護の

協会がヒステリックなまでに日本を攻撃しておる。たとえばアメリカなどが日本に鯨をとり過ぎるなどおっしゃるけれども、そもそもペリが日本へ来たときは、捕鯨の燃料補給のために日本に開港せよと言つたのが最大の目的で、あの当時と比べておつたのだし、こんなところでアメリカの悪口を言うてもしょうがないですが、バフアローなども全滅させてしまったのであります。他國のことを言われても、民族の違いはあるいはそれだけの性格の違いがあると私どもは思ふのであります。どういった点で文明国として国際的レベからおかれておるとお考えでございしますか。

○大鷹政府委員 イルカと鯨のことは水産庁のことでございまして、環境庁直接ということではございせんけれども、私は動物福祉協会の顧問などをしておまして、外国の愛護団体から捕鯨禁止とかイルカのこの間の殺し方についていろいろと陳情と申しますかお訴えを承つたことが何度ございします。鳥獣といつてもいろいろございします。で、どれ一つとていいかわかりませんけれども、特に絶滅に瀕しているというような鳥獣に關しまして、環境庁としてはやはりもう少し積極的な手を差し伸べることをしなければいけないのじゃないかと考えております。

○中井委員 率先して鳥獣保護のために啓蒙運動等御活躍をいただける、こういう決意だと御理解をさせていただきます。もう一つ、別の点でお尋ねをいたします。

この法案は、一面で言えば保護するために狩猟を規制するということでもありますが、保護するのと、狩猟ということでもそれを殺す、とるという形の相反する二つの法案が一緒になつて出てきておると私は思ふわけであります。この狩猟あるいはハンティングというスポーツについて、スポーツじゃないという人もおられるようでありまして、次官はどのようにお思ひでございしますか。

○大鷹政府委員 私は、小鳥も動物もよくなく愛する一人でございますので、狩猟というものは個人的には全面的にいやでございまして、拒否反応

を示すのでございますけれども、大変歴史あるハンティング、スポーツとして狩猟というものが存在しておりますので、環境庁の政務次官の立場で申し上げますと、狩猟はスポーツとしての性格を持つ一面、また農林業に有害な鳥獣の発生を未然に防止する役割も果たしているという事を認めなければいけないのじゃないかと思ひます。

○中井委員 私、ハンティングという事に関して、個人的に決まっているものとは思っておりませんが、現実にはスポーツとして広く愛好する人口も抱えておる、あるいは逆に、先祖伝来狩猟を職業として生活しておられる方もたくさんおられる。そういったものと鳥獣保護というのを環境庁としてはどういうふうな調整をつけながら自然保護、鳥獣保護を進めていこうとしているのか、お答えを願ひます。

○出原政府委員 御指摘のように、狩猟は矛盾する二つの面を持つておるわけでございます。

したがって、一面においてスポーツとしての性格、しかも歴史的に世界各国を通じてこういうことが行われておつて、しかもそれが認められておるという前提に立つ必要があるわけでございしますが、今後の狩猟の制度を考へてまいります場合に、特に近代国家におきましては、鳥獣の生息環境もいろいろな意味において悪化しておる面もあるわけでございしますから、鳥獣の保護を図ることを基本的な理念といたしまして、その理念から逸脱しない範囲内で、農林業の振興であるとか狩猟の事故の防止といったようなものに十分配慮しつつ実施をすべきものであるというように考えております。

○中井委員 ちょっとほかのあれになるかもしれないませんが、狩猟を生活の中心としてやっておられる人あるいはもう副業の大部分を狩猟でやつておられる人という人口は日本全体でどのくらいおられるか、おわかりでございしますか。

○出原政府委員 正確にはつかまえておりませんが、また、これはつかまへ方が非常にむずかしいのでございしますが、私どもは、狩猟を生活の唯一

の糧としておられるという人たちはわが国においてはもうほとんど皆無と考へてよろしかうと思ひます。ただ、狩猟によつて年収百万ないし二百万以上の収入があるという方の数が全国的に、ちよつといま正確に記憶いたしておりませんが、二けたあるいは三けたの初めぐらいの数の方がおられるというように承知をいたしております。

○中井委員 そういった人たちの職業の立場というのと鳥獣保護というものの調整をどのようにつけにやつておられるわけですか。

○出原政府委員 したがって、私どもは、狩猟をする人たちにつきましては、基本的にはスポーツとしてお楽しみになるという方がそれによつて要するに鳥獣の保護との調和を乱さないようにということを中心を基本の姿勢にいたしております。それによつて生活をなさる方というものについての配慮は比較的、個別の場合は別でございしますが、政策としてはいたしております。

○中井委員 そうしますと、狩猟というものに関して環境庁としてはスポーツが主である、そして害鳥や害獣、そういったものの駆除あるいは生活の糧としておられる人たちは少ない、減りつつある、うんとどう減つてしまつていくというふうな副次的に調整をつけていく、こういうふうにお考へであると理解してよろしうございしますか。

○出原政府委員 そうお考へいただいて結構だと思ひます。

○中井委員 そうすると、ほかの観点からお尋ねいたします。

今度の法案の中で、猟区の設定等について前向きにやつていくんだということが出てくるわけでありまして、日本全体、いま私が理解するところは、たとえば禁猟区であるとか保護区であるとか休猟区以外は大體期間を区切つて猟をしてもいいというふうな形になっておる。これを将来、日本じゅうをまあ禁猟区にして、そして特定のところだけで狩猟というスポーツをやらすのだ、あるいは害鳥、害獣の出たところだけそういうスポーツ愛好家に頼んでこれを駆除していくんだ、こ

ういう形で進めようとしておるのか。あるいは猟区というの、なかなか日本では狭い国土でもありますし、それほどたくさん山林を持つておるという方が全国に散らばつておるわけじゃありません。猟区一つつくるのにもいろいろ地主がおられる。したがつて、むずかしいからまあいまのような折衷案みたいな形で当分進めていくとお考へになつておるのか、その点についてどうですか。

○出原政府委員 自然環境保全審議会の鳥獣部会におきまして、今年一月に答申をいただきました際にも、狩猟の場につきましても論議が非常に長時間を要したため答申がおくれたという経緯がございします。これは、そのよつて来るところを私どもといたしましてせんざくをいたしてまいりますと、確かに御指摘のように、わが国の狩猟の場の制度は、世界の先進国の中で比較をいたしますと、イタリアとかわが国がいわゆる乱場、禁猟区以外のところは全国どこで狩猟をしてもいい。ただし、御案内のようにその期間でございしますとか鳥の種類は限られておりますが、そういうようなことになつておるわけでございます。ただ、そのよつて来るところをいろいろせんざくをいたしますと、いま御質問の中でも御指摘がございましたように、土地所有のわが国の制度が非常に細分化されておるということが一つございします。それが猟区の設定等を妨げる理由になつてきたと思ひます。

それからもう一つは、鳥を撃つことについての権利でございしますが、これが西洋の諸国では、土地を持つておる人たちが非常に大きな土地を持つておつた。したがつて、その土地の中に来る鳥はどつともその土地の所有者がまず捕獲する権利を持つておる。その権利の問題が生じて、したがつて、鳥を撃つ権利というのが地域、地区によつて確定していくというところもございしましたが、わが国の明治以降の慣行では自由に入れるという慣行がございしましたので、そういう意味におきまして、西洋

の諸国のような歴史的経過と違つて経過をたどつておりますので、私どもの方の審議会におきまして、この問題が非常に意見の一致のしにくいところでございます。

私どもは、いわゆる先進国の一つとして、日本もできるだけ鳥獣保護に重点を置いたようなことが望ましいと考へておりますけれども、なおこれは将来相当期間にわたつていろいろな問題を、宿題を解決しなければ実現はなかなかむずかしいのであらうというふうには考へられます。

○中井委員 私も勉強不足でわからないのでありますが、大體、こういうハンティングあるいは狩猟の盛んな国々においては、やはりその国全体が禁猟区というのか、なつておつて、猟区がきちつと限られておる中でやる、あるいは個人の持つておる土地に関してはその人が狩るなり人を入れてやらす、まあ自由であるというふうな形になつておるのですか、どうなんですか。

○出原政府委員 国によつて、これまた私どもも十分な知識を持つておりませんが、まあまちなやうでございします。それで、ヨーロッパの古い国々ではいまのようなことのようにございしますし、またアメリカは別な、要するに新しく開けた国としての制度がどうあるようございします。私自身も十分には承知はいたしておらない事柄でございします。

○中井委員 再度のお尋ねになりますが、そうしますと、大體全国的に禁猟区あるいは保護区、休猟区というものを広げていく、そして何とかこの猟区というものを試行錯誤の中でやりながら、ハンティングというスポーツも存在をさしていきう、こういう方向で進みつつあると理解してよろしうございしますか。

○出原政府委員 今回の法案の中で猟区を都道府県、市町村等の公共団体以外の者も設置することができると規定を設けることで御審議をお願いいたしておりますこと、それからまた放鳥獣のみで行い得る猟区というものを制度的に枠組みを用意しておくというところをお願いいたしております。

ますのは、私もといたしましては、狩猟というものができるだけ人工増殖の可能な鳥について決められた場所で秩序ある狩猟が行われるというふうな習慣を、狩猟者の方々にいろいろつくようにお考えを願いたいという趣旨を含めたものであると私も考えております。そういう意味におきまして、猟区なりあるいは狩猟鳥獣のみの猟区が実現していくようにというこの努力をできるだけ重ねることによって狩猟者の方々の御理解も漸次得られるのではなからうかと考えておるわけでございます。

○中井委員 協会や都道府県に任せずに、たとえば国全体で猟区自体を積極的につくっていく、それ以外は大体禁猟にしていくのだといった方向とか、そういったことはお考えではありませんか。

○出原政府委員 現段階におきましては、今回の法律改正でもお願いをいたしておりますように、私も都道府県あるいはその他、私人でもできるという形で数を広げていくことを中心に考えておりますし、また財源的にも都道府県の財源が中心の現行制度でございますので、現在のところ国が直接猟区を経営することは考えておりません。

○中井委員 先ほどお尋ねいたしましたように、保護の問題、ハンティングの問題を両立させていくのはなかなかむずかしいと思うのであります。それを本当に限定して両立をさせていこうと思えば、積極的に猟区等をつくって区切ってしまうという形でなければむずかしい。それを都道府県の財源になっておるのだから都道府県でやれといったって、都道府県の税金はどのくらいですか、四十二、三億しか入っていないでしょう。そんなものでやるわけはないのでありますし、あるいはまた民間でやることだって、鳥を放し飼ひ、増殖するには金がかかります。それから土地代の問題もあります。そういったことを考えるとなかなか大変であります。もしハンティングをスポーツとして認めていくのだということであるならば、

環境庁の直接の仕事ではないかもしれませんが、それ以外のところの鳥獣の保護ができるのだということではぜひともひとつお考えいただきたいと思うわけでございます。

ところで、現在、御答弁いただいたように、乱場というような形で、禁猟区、保護区あるいは休猟区以外はどこでも、期間、鳥の種類を限ってやれるということでありまして、私どもの田舎でも、解禁になりますとずいぶんハンターの方がおられる。ときどき在所に行きますと、たんの持ち主あるいは山林の持ち主等が、勝手に入られて困るのだということ、これはモラルの問題ではあるのかと思うのであります。もしハンターが自分の土地に入つて猟をやっておるといったときに、たとえば山林なら山林の持ち主が、こゝでしては困るのだ、どこかほかへ行つてくれ、出ていってくれと言った場合に、法的には持ち主の言い分が正しいのか、あるいは先ほどありました、慣行として日本じゅうどこでも明治以前から猟をやっているのだというような、入会権とはまた別の問題だとは思ふのであります。そういうのを盾にハンターが、いや、別に禁止されておらぬぞということで突つ張れるものか、そここの御見解を伺いたいと思ひます。

○出原政府委員 その問題につきましては、実は慣例に従う部分が非常に多いわけでございまして、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の第十七条で「欄柵其ノ他ノ閉障又ハ作物アル土地ニ於テハ占有者」ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ狩猟又ハ「鳥獣ノ捕獲ヲ為スコトヲ得ス」という規定がございまして、したがって、作物のあるところということになれば勝手には狩猟はできないわけでございますが、ただ、一般の山林の場合には御指摘のような問題がございまして、

○中井委員 いつの時代の法律か知らぬけれども、えらい古めかしい文章で書いてあるわけでありまして、ひとつ山林についてもぜひ御検討をいただきたい。いま山へ入る人も大分減つてまいりましたけれども、やはり先祖伝来、治水あるいは製材

ということを目標に営々として数十年かかって山の木を育てるわけでありまして、その木が小さい段階でハンターが入つて踏み荒らす。ハンターの人たちが山林のことを知つていけばいいが、知らない人がいて、植えてあつても小さかつたらわからないうちに踏み倒して行く。こういったことのトラブルを私は往々にして聞くのであります。そういったことがハンターの道義的、質的向上とともに法的にも何らか明確な区分ができていくという方向でお考えをいただきたいと思ひます。

そのハンターの道義的、質的向上ということもねらいだと思ひますが、今度は狩猟者の登録にいろいろとむずかしい条件がつく、あるいは一定の要件をつけて試験を受けさせ資格を与えるということでありまして、これはどういう基準でお考えになつておられるのかお尋ねをします。

○出原政府委員 まず試験につきましては、適性、技能及び知識ということになるわけでございまして、適性というものは主として目でございまして、これは自動車の運転免許のときには両眼の矯正視力が〇・七というところでございまして、それよりより厳しいのがいいのがあるいは若干緩めていいの、この辺のところは私も専門家の御意見を聞いた上で決定をいたしたい、そして各都道府県で行います場合に均一の基準で行えるようにいたしたいと考えております。

あとは技能でございまして、その前段階で、銃砲刀剣類所持等取締法の中で銃砲等についてはその扱い方についての規定もあるようでございまして、その上でなお狩猟についての若干の検査をいたしたい。

知識につきましては、特にこれは重要でございまして、先ほどから御議論のありました禁猟区の問題とかいふことについて十分承知をし、かつ鳥の識別についても相当程度の知識を持つてもらふことが必要でございまして、そういったものを総合して試験を実施できるようにいたしたいと考えております。

○中井委員 都道府県で試験をさせて一度通つたから三年ごとに更新させていく。しかもそれは環境庁の指導のもとに一定の試験をやつていく、こういうことであります。それはそれで大いに結構だと私は思ふのであります。その資格の中に、暴力団の構成員である人々を入れないというのは法的にむずかしいのかどうか知りませんが、入れてないわけでありまして、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律でありますからほかの方面で規制をするということかもしれないが、そういったお考えは初めからなかったわけですか。

○出原政府委員 私どもの方の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の特に狩猟の免許につきましては、銃砲刀剣類所持等取締法と非常に密接な関連を持っておるわけでございまして、銃砲刀剣類所持等取締法において、他人の生命、財産または公共の安全を害するおそれのある者については銃砲の所持許可の段階でチェックされるべきものであるということ、向こうの法律の中でそのような方法が講じられておりますので、それと非常に密接な関係のあるものでございまして、私も是非そこでチェックをされたものについて、今度は要するに鳥を撃つという側からの資格の有無ということを試験で判定したい、こういうことでございまして。

○中井委員 しかし、たとえば試験を受けて通つて、警察なら警察へ銃剣の所持願ひを出して認められたら、現実には銃が買えるわけですね。だから、私、ちょっとデータを出してもらつたのであります。去年だけで、猟銃、ライフル、散弾銃による事故、犯罪に使われた事件が百二十六件あります。そのうち、暴力団が使つてゐるのが五十六件あるわけでありまして、何も暴力団がスポーツをやつたらいかぬとか、そういうことは言うておりませんけれども、厳しい規制というものをしなくてはきかぬのであります。警察の方、来ておられると思いますが、この点について、銃刀法の関連等もあつて十分規制ができてゐるのかどうか、その点についてお伺ひをいたします。

○柳館説明員 お答え申し上げます。

暴力団に対する銃砲の規制でございすけれども、これは、銃刀法の中に第五条というのがあるわけでございます。その一項に「資格事由が」と並んでおります。その第六号、一番最後の号でございすけれども、その号に、「他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある」と認められるに足りる相当理由がある者、これは許可してはならない、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、私も、銃砲の許可をする際には、そのことを全部すっかり洗ひまして、暴力団であるということは、ただいま申し上げました第六号の規定で読んで、それを排除することになったとしておるわけでございます。先生がただいま御指摘のございました、暴力団員が犯罪に使ったというものが五十六件あったというお話でございますが、その数字、いまちょっと手元でございますけれども、おおよそそのくらいはあろうかと思ひます。それは、暴力団が許可された銃を使ったというものでなしに、他人からおとし取ったものあるいは借金のカタに取ったもの、それから友達から借りて使ったというようなものでございまして、暴力団に対する許可された銃を使ったというものはございせん。私も、それが特に他人に渡ったものを借りるということが大変問題でございすので、許可に当たりましてはそういう点にも十分気をつけてまいりたいと考えております。

○中井委員 ちよつと教えてほしいのであります。が、そうしますと、ライフル銃や散弾銃、銃銃を買おうと思へば、おたくの許可さえあればいいの、あるいは狩猟の免許を要するかどうか。二つ要るのか、それとも一つなのか、どつちでございすか。

○柳館説明員 銃銃の許可をする場合には、二つの理由がないといかぬということになっております。その第一点は、狩猟目的に使うということでございます。第二点は、標的射撃に使う。そのほかに、それによって生活をするというふうなもの

もございすけれども、大きく分けまして、その二つあるわけでございます。その二つの要件を満たす者に対しては許可をするということになります。その許可をされた者が狩猟を行うか否かということは、また別な狩猟法によって判断されていくという仕掛けになっておるわけでございます。

○中井委員 そうしますと、狩猟の試験を受けるというの、いまの話では暴力団であらうと過激派であらうと、これはもう規制できないし、試験さえ通れば、まあ一応は半分の資格を持つと、こういうことでございますね。違いますか。

○柳館説明員 狩猟法による試験に合格したか否かというところは全然関係なく、私も、先ほど申し上げたような、暴力団であるということであれば、銃をそもそも許可しないということにしておりまして、狩猟法上の試験を受けたか受けないか、免許を受けているかいないかということ、を、参考にはいたしますけれども、一応別個の問題として判断をいたしていくことでございます。

○中井委員 きようは何も警察を怒るために質問しているわけじゃないのであります。が、しかし、私は、ちよつと数が多いように思ふ。借金のカタだとかおどかされたとかが言ひますが、私の知り合いの中だけで、たとえば友達がたまたま遊びに来て、お互い資格を持っておつて、銃を交換した。そうしたら、もう一週間か二週間後に、届けがなかったというので、全部の銃を取り上げられて、資格も取り上げられたという人を私、二人知つております。一般の人に対してはそれだけ厳しく調査が行き届いておるのに、暴力団やそういったものに対しては一向届かぬというの、納得いかぬわけでありまして。日本は、アメリカと違ひまして、世界でもこういう銃は安全だということをやっているわけでありまして。警察の方も十分御努力をいただいておるの、私も知つております。が、スポーツに使われる銃が犯罪に使われる、こういうことのないように御努力をいたしたい。また、環境庁の方も、ぜひとも、そういうた

面もあるんだということで、試験等のときに各都道府県ひとつ十分な注意をさせていただくようにお願いを申し上げたいと思ひます。

銃が出たついでに、各党の方もいろいろと御質問をされておつたようでありますが、銃銃の取り扱い上のミスから起こる事故、こういうものが非常に多いように思ひます。こういうことを少なくしていく方法、あるいは試験で銃の構造等について十分勉強さすようでありまして、一層強化するという点について何かお考えがございすか。

○出原政府委員 いま御質問の中にも御指摘がございまして、私も、今一回試験の制度をとりたいたうことで法案の御審議をお願いしましたのは、そういう面への配慮からでございます。なお、行政指導上の問題といたしましては、猟友会その他に対しましては、特に事故防止についての会員の指導については、さらに徹底できるように、私も行政の担当側から十分指導してまいりたいと思ひます。なお、三年ごとの免許の更新の時期に当たりましては、適性の検査が中心でございすけれども、その際におきまして、なお、危害防止の面からは十分指導が加えられるような配慮をいたしてまいりたい。これは行政指導でございすけれども、現在、例として考えますと、自動車の免許の際におきましては実行上非常に厳しく安全対策が講じられておるようでありまして、その例にならうて各都道府県を指導いたしてまいりたい、こう考えております。

○中井委員 ぜひともお願い申し上げます。特に、自動車の免許の話が出ましたけれども、自動車の免許なんというのは、一遍とてしまへば、あとはもう、ペーパードライバーという言葉があるように、期限さえおくれなかつたらずつとやっいていくわけでありまして。したがひまして、銃銃等もずいぶん機械の構造等がどんどん変わつていく。昔勉強してとつた人も、新しい機械が出ておからぬというふうな面もありまして。あるいは、また、その銃を持てている家族の人たちは一向

に銃の取り扱い、当人はわかつておつても、わからぬ。こういう事故も多いかとも思ひます。そういう点に対する配慮等も十分お願いを申し上げます。

それから、今度の法案の改正の中で、都道府県の知事が猟区の中で狩猟の制限をできる、こういう改正が行われるようでありまして、これのねらい、それから目的というものはどういったものでございすか。

○出原政府委員 銃銃制限区域のことかと存じますが、これは具体的には、休猟区明けと言つておりますが、休猟区の解除地でありまして、あるいは狩猟の解禁直後に、ある地点に狩猟者が集中するといふようなことがございまして、その際に非常に危険度が高くなるというふうなことがございすので、そういう場所を期間を定めて銃銃制限区域を設定して、これは知事の御判断に任せたいと考えております。具体的には申し込み順にするか、あるいは抽選にするのかといったような形で、その地域の中では撃てる人の数を制限したい、こういうことでございます。

○中井委員 その制限の中身について全国一定にされるのかどうか、そういう点についてお尋ねをしたいと思ひます。

これは先ほどのお話にもございしましたけれども、たとえば私の郷里三重県なら三重県、三重県の鳥は三重県人にしか撃たせないというふうな知事が考えればそういう方法をとれる改正であると私は思ふのです。それがいいのかどうか私にもまだちよつと判断がつかないわけでありまして、そういうことをまきかお考えになつていないかと思ひます。一遍にどつと押し寄せるのを制限するとか、あるいは何日間はこのだけの人数であるとか、そういう考えであらうかと思ひます。ありますが、全国的に統一して都道府県に条件をつけてお任せになるのか、あるいは都道府県別々に独自の判断でやらそうとお考えになつておるのか、もう一度御答弁をお願いいたします。

○出原政府委員 これにつきましては、私もは

全国的にある程度の標準は必要であるかと考えますが、ただ、地方の実情によってかなり状況が異なることも考えられます。したがって、その都道府県知事の判断によりましてある程度地元で優先することを考える必要があるというものにつきましても、その幅を認めるということも考える必要があるのではなからうかと考えております。ただ、御指摘のように、極端なことはやはり避けていただく必要があると考えております。

○中井委員 それでは、これも各党の中にいろいろとお話があったと思うのであります。いわゆる撃つ方の制限だけじゃないに、撃たれる方を守るという方でありまして、鳥獣保護区、ずいぶんあちこちたくさん指定をされてふえてきているようでありまして、こういったところを指定をすれば現実には鳥獣というものは目的どおり大保護される、あるいはそこいまままで全滅に瀕しておつたものがもとへ戻ってくるというように日本全国やられておるのか。いわゆる鳥獣保護区の実というものが本当に上がっているのかどうか、その点について率直な御感想を承りたいと同時に、この保護区での民有地の買い上げ、この進みぐあいがどんなものであるか、その点についてお尋ねをいたします。

○出原政府委員 鳥獣保護区の設定は、第四次鳥獣保護計画までに、昭和三十八年から比較しますと私どもは相当な実効の上がるだけの保護区の設定ができておると思ひます。しかし、鳥獣保護の立場からこれと十分かということになりましたら、それは私どもは十分であるとはまだ考えておりません。したがって、第四次鳥獣保護事業計画、特に国設の鳥獣保護区につきましては、最も重要な鳥については国が直接関与できるようにしたいというところで、これにつきましても第四次の鳥獣保護事業計画は昭和五十六年まででございますが、現在の段階ですで見直しを始めたというように考えております。

それから、土地の買い上げにつきましては、国設鳥獣保護区の特別保護地区について予算措置で

ということでございますので、特にこの予算措置につきましても、もともと国立公園の特別保護地区なり、あるいは第一種特別地域の買い上げの予算措置の認められたのを鳥獣保護にまで適用するというところで始めたものでございまして、まだ数は微々たるものでございますが、今後その適用につきましてもさらに可能になるように検討をいたしてまいりたいというように考えております。

○中井委員 鳥やけものがふえているのかということをお聞きください。保護区にしたところを実効が上っているのかということ。

○出原政府委員 これは実は正確な資料に基づくものは私どもも数字的に御説明を申し上げるのは非常にむずかしい、特に鳥の数を調べるのはむずかしいでございますが、鳥獣保護区を設けますことによつて、鳥がそこで安心して生活できるといふことで、そこに寄つてくるということでは、これは常識的に申し上げるよりいたし方ないことでございまして、これは私にはあると承えております。その点では、鳥の住みやすい環境としての鳥獣保護区というものはその実効を持っておるというように考えております。

○中井委員 私は一時、マツクイムシ法案の後のときにちょっとお尋ねをしたことがあるのであります。この鳥獣保護でもそうでありまして、せっかく理想的な形で作る、あるいは法案をつくつて何か防除していこうというときに、環境庁、予算不足か人数不足か何か知りませんが、後の科学的なフォローというものは何にもしていないわけでありまして、こういう保護区ができていく、それは全国やれとは言いませんが、幾つかのところで、これだけまあまあ傾向として鳥の種類がふえたとか鳥の種類がふえたとかいうのをやはり調べる、それによつてまた実績をプラスしていく、こういう形をぜひお考えをいただきたいと思うのであります。承りますと、そういったことだけじゃないに、環境庁の中で鳥獣の専門官というのは非常に少ないようでありまして、あるいは各都道府県もそういった専門官の方たちも少ない。先ほどの狩

猟制限区ですか、その制限区でも各都道府県で決めて、この期間この地域については何人だということをだれが監視するんだといへば、都道府県のそういう専門の方が、まあまあ隣接助けてやるんだ、こういうことであります。しかし、それではどうして私はやっていけないであらうと思うのであります。したがって、たとえば民間のバードウォッチャーなんということをやっておられる方々との連絡、あるいはそういった人たちに調査を積極的にお願いをして協力をしていただく、あるいは専門官というものを本当にふやして科学的なデータをつくっていく、そういったことが必要であらうかと思うのであります。その点についてどうでございますか。

○出原政府委員 今年度すでに委託をして実施にかかっていたようにお願いをいたしておる調査がございまして、これはいわゆる緑の国勢調査と言われる第二回の自然環境保全基礎調査でございますが、これにつきましては、昭和五十三年度は動物を中心に行おうということで、全国的に鳥をそれぞれの地域、メッシュごとにどういう鳥が住んでおるかということを調べる予定にいたしております。この調査は五年ごとの調査でございますので、将来とも同様の調査によつて鳥の生息状況の推移というものが長期的にも判断できるといふようにいたしたいというように考えておるわけでございます。

それから、専門官についての御指摘がございましたが、実は環境庁が発足いたしましたときに、鳥獣保護につきましては一つの課の中の班であつたのを、環境庁がこれを引き継ぐときに一課にしたわけでございます。職員が現在でも十二名ばかりでございますが、専門官は実は一名なんです。ございますが、十名の相当部分が専門家でございまして、これらの職員を動員してというように実施をいたしております。

なお、鳥獣保護行政の充実につきましては、私ども担当でございます。なお充実強化に努力すべきは当然であるというように考えております。

○中井委員 なかなか一度にいかない面もあらうかと思ひます。あらうかと思ひますが、民間諸団体の御協力等をいただくと同時に、ぜひともそういった後追い調査をやつていただきたい。各都道府県だつて、たとえばカモシカの害とかイノシシの害とかサルの害とか、そういったことについては、これは必要であります。十分調べるけれども、保護したことによつてどれだけよくなったか、こういったことに関する調査が全体的に不足しているのではないかと私は思うわけであります。そういった観点からもぜひよろしくお願いを申し上げます。

最後に、私はどうしてもわからないのであります。輸出証明制度のある国から輸出するときには証明書を添付するのだ、これは密輸規制かというところでよくお尋ねしたら、それもあるけれども、逆に日本にあるものと同じものを外国から持ってきた場合に、外国物だということとされた証明のもとに、血統というのですか、そういったことをきちっと系統立てて調べていく、このために使うのだ、こういうことであります。そんなめんどくさいことせぬで、日本の税関で外国から入ってきたものだと、ぼんと押すというわけにはいかぬのですか。

○出原政府委員 外国から輸入をいたしました場合に、一つは、やはりそれが外国で適法につかまえて、そして外国でその輸出を承認したものであるということを確認しておくということが国際間の道義的な問題としても必要であらうというように考えております。その意味におきまして、従来は適法捕獲証明だけを求めておつたわけでありまして、制度的に適法捕獲証明を出せる国は限られておりますので、なお広げて、輸出証明があるところでもいただくというようにいたしたわけでございます。

それからもう一つの目的は、一番典型的な例はメジロでございますが、日本にすんでおります鳥と輸入した鳥との区別がなかなか素人にはつきがたいというものにつきまして野生鳥獣の飼養をす

る場合には、日本では、日本産のものについては許可を受けなければ飼えないことになっておりますが、それが外国から輸入したものであるということで野放しになっては困るということで、その輸入証明が必要である、こういうことでござい

その制度のない国のものにつきましては日本国内で一定の証明をする必要があるということで、現在のところでは業界の団体にその証明を出すというのをしております。これは私どもの指導の不足というのでございまして、これは私どもの指導の不足というので、今後は、鳥を守る人、鳥を扱う人、それぞれの学識者を入れて、その取り扱いについて十分遺憾なきを期すように努力をしてまいりたいというように考えております。

○中井委員 ぜひとがらばって、日本じゅうどこへ行っても小鳥のさえずりが聞こえるというようない環境になるように御努力をいただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○久保委員長 次に、東中光雄君。

○東中委員 法案に関連して一、二点だけお伺いしたいと思ひます。

きょうは長官に鳥獣保護の基本的観点についてお伺いしたいと思つたのでありますが、政務次官がお見えでございまして、若干お伺いしたいと思ひます。

近年、鳥獣保護に対する関心が高まっていることは、審議会の答申でも述べているとおりであります。この保護対策を強化しなければならぬことは言うまでもありませんが、多くの鳥獣の生息数が減少し、一部では絶滅の危機に瀕しているものが少なくない、学問的にもこれらを保護することが非常に重要になっております。そこで、お伺いしたいのは、これら鳥獣の減少の原因です、どのよう認識されていらっしゃるのかお伺いしたいと思ひます。

○大蔵政府委員 答え申し上げます。

野生鳥獣の生息数は、種類及び地域によりましてその増減の傾向が異なっております。全般的に申しますと、都市圏の拡大並びに国土の開発などに伴ひまして鳥獣の生息環境が急激に変化し、また狭められてきております。このため減少の傾向にあることと考えられます。

○東中委員 これは審議会の答申でも、また一昨年十二月の行政管理局の行政監察も述べているとおりであります。鳥獣の減少の主要な原因は、自然を無視した国土開発にあるということであり、また、ここへ重たいめをかけるならば、狩猟の規制を行うだけでは結局、ざるで水をすくっているのと同じようなことになってしまうと思ひます。鳥獣保護にとつては、その鳥獣類が増殖できる環境の保全ということが、そしてまた環境の復元ということが最も大切だと思ひます。そういう外置について環境庁としてはどのようにされておられるのか、お伺いしたい。

○出原政府委員 鳥獣の生息環境が開発に伴つて、特に都市周辺におきましては非常にむずかしい場所がふえておるといふことは私も否定できない事実であらうと思ひます。

これにつきましては、私も鳥獣を保護する行政の立場といたしましては、鳥獣保護区の設定を今後さらに広げてまいるとか、あるいは特に都市におきましては、いわゆる誘致の鳥獣保護区と申しておられますが、野生の鳥獣が野生に近い状態で来れるように、公園その他で鳥獣に必要な実のなる木を植えるとかいったようなことでの御努力を願うということ、関係の官庁等にも十分お願いをいたしたいというように考えておるわけでございます。

○東中委員 特にならぬものにつぎましては、国設の鳥獣保護区につきましても再検討する必要があると思ひます。特に昭和五十二年から昭和五十六年までの五年間にわたる計画として鳥獣保護事業計画を、すでに第四次の事業計画を立てておりますけれども、これも私も、

もう一度見直して各都道府県と協議をいたしたいというように考えておるわけでございます。

○東中委員 狩猟の規制ということも、鳥獣保護あるいは危険の防止という点から見て当然必要なことではあります。自然環境が十分保全されておれば、狩猟で大量に捕獲される一部の種類を除けば、少々の狩猟では鳥獣保護上その問題になることはないというふうに言えると思ひます。

○出原政府委員 政務次官がお答えいたします前に、私から事務的なものを含めて申し上げたいと思ひます。

環境庁といたしましては、その持つております任務が、自然の保護、それから鳥獣の保護の立場でございます。したがって、人間の生活が鳥、けもの共存できるように、調和のある生活ができる、特に緑の非常に深いところで人間が鳥と親しみながら生活できるというのが、これは都市においても私どもの理想でございます。そういう意味におきまして、自然環境を保全する立場の行政官庁といたしまして、関係官庁と十分に協議をして、私どもの希望が入れられるように進めてまいるのが私どもの任務だということに私も考えております。

○東中委員 次官の考えも同じこととお伺いしておきます。どっちにしても、環境庁が調整ということだんだん後退をして、どこにののかかわからぬということにならぬように、しっかりとやっていたきたいということをお願いしておきます。

今回の法案で、私設猟区制度が新設された。これは非常に目につくわけでありまして、これを新設された趣旨はどういうところにあります

これは非常に目につくわけでありまして、これを新設された趣旨はどういうところにあります

○出原政府委員 猟区につきましては、狩猟が秩序あるもので行われるということが必要でございます。その推進のために、猟区の設定というのは重要な手法でございます。乱場と違ひまして、猟区の中では特にいろいろな約束事の中で狩猟が行われるわけでございますから、非常に重要なものでございまして、かつ、その設定を推進することが望ましいわけでございますが、その設定に当たりますと、経営に必要な技能、技術でございます。あるいは資金の能力を持つということが必要とされます。従前は国及び地方公共団体以外の者でございまして、このことを公

○東中委員 狩猟はスポーツとして健全に発展させていくということは私たちも必要だと思ひます。したがって、今回の私設猟区の新設に必ずしも反対するものではありませんが、十分慎重に行う必要があるのじゃないか。特に、もっぱら放鳥獣せられたる狩猟鳥獣の捕獲を目的としな

○出原政府委員 猟区の設定につきましては、放

鳥獣猟区以外のものでもございまして、私も入猟者数とかあるいは入猟日の制限であるとか、一般猟野と比較しまして特殊な狩猟規制を行うというふうなところでもございまして、放鳥獣猟区ほど厳重ではございませぬけれども、やはり秩序ある狩猟の確保のためには、積極的にそれを広げていくことは望ましいと考えております。

ただ、その設定に当たりまして、これは環境庁長官が認可することになりますので、その際には、やはり猟区を設定しようとする者の技術的な能力でございまして、資金力といったようなものも十分に審査をいたしました上で、認可に当たるようにいたしたいと考えております。

○東中委員 今回の法改正で猟区を大幅に増加させるということであれば、もう一方で、保護すべきところはきちんと保護するというところでなければ片手落ちになると思うのです。そういう点で言えば、行政監察も述べているように、まだまだ干がたなどの保全も不十分であるというふうに思うのですが、この点についての考え方を伺いしたい。

また、今後、猟区をふやしていくということは、猟区を大幅にふやし、猟区以外はすべて禁猟としていくという構想を前提としての上のことかどうか、その点についてもあわせて伺いしておきたいと思ひます。

○出原政府委員 特に鳥獣の生息環境が、いろいろな意味におきましてなかなかむずかしくなっておりますというのを考えますと、鳥獣保護区の増加はさらに必要なことであるというふうに考えております。今後とも私も私としては、各種の利害関係者との調整は必要でございしますが、その調整をできるだけ進めてまいるように努力をいたしたいというふうに考えております。

それから、猟区以外のところでは禁猟にしたというところにつきましては、私どもの方の自然環境保全審議会におきましても非常に議論の交わされたところでもございます。世界の各国の状況から

見ますと、わが国とイタリヤといったようなものがいわゆる乱場を認められている国でございまして、そういった意味では、わが国の状況がむしろ先進国の中では異なつた状況にあるということも事実でございまして、ただ、歴史的な経過もございまして、私も私としては、この世界の流れも踏まえて、まず猟区で猟をする、そして秩序ある狩猟をしていただくということに狩猟の関係者ができるだけ早くなれていただくというための努力が必要であらうというふうに考えております。

○東中委員 私設猟区が認められる、そうすると私設保護区を認めてもよいのではないかと主張が、これは自然保護団体からなされているわけですが、政府の保護策が非常に弱いところからこういう議論が出てくるのじゃないか、こう思うのですが、私設保護区を設ける考えがあるかどうか、そういう点についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○出原政府委員 私設の保護区を認めたらどうかというふうな議論あるいは御意見を述べられる方々につきましては、特に鳥獣の保護に御熱心な方々でございまして、この人たちが私どもの行政の推進力になっておられる方々であるという意味におきまして、私も私も私どもも大切な方々でございまして、ただ、私設の鳥獣保護区を設けることがいかにどうかということになりますと、こういう鳥獣保護区を設ける場合には、利害関係者の意見を聞き、そして審議会に諮問した上で鳥獣保護区を設定するというようなことで、いわゆる公的な規制も伴うものでございまして、民間の人にそれを設けて運営していただくということが果たしていいものかどうかということについては問題がございまして、私も私も、いまの段階では、都道府県、国等が鳥獣保護区を設けることで目的を達していきたくて考えております。ただ、御指摘のようなものが私どもの検討すべき問題点であるということは承知をいたしております。

○東中委員 私設保護区の議論が出てくるような

状態にあるということは、結局、政府の方で保護対策が十分でないところから来ているというふうな言つてもいいのじゃないかと思ひますが、十分な保護対策を進めてもらいたいということを考えるわけでありまして。

最後に、次官にそれについての決意なり考えなりをお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○大鷹政府委員 自然の保護並びに環境保全ということに努力してまいりますのが環境庁の負わされている任務でもございまして、国民共有の財産である自然保護並びに自然の鳥獣とともに人間と一緒に住んでいける環境づくりにまずまず努力いたしますと同時に、人間との共存共栄を図ることに最善を尽くすことをお約束いたします。

○東中委員 質問を終わります。

○久保委員長 次回は、来る三十日火曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会